

## 生徒心得（細則）

校訓「自治・勤勉・友愛」の精神に基づいて定められたこの心得をよく守り、立派な校風を育て、中学校生活を明るく正しく、意義あるものにしよう。

### （1）登校・下校・通学上の心得

- ①通学は、定められた通学路を通り、交通規則をよく守り、登下校すること。
- ②徒歩通学を原則とする。ただし、下河原地区のみ自転車通学・バス利用を許可する。また、特別な事情のあるときは、許可を受けることができる。
- ③自転車の使用に際しては、交通事故のないように注意すること。  
A 許可された区域以外での自転車通学は認めない。  
（自転車を利用していることが分かった場合は、自転車を学校で一時保管します。  
保護者と面談の上、返却します。）

### （2）学習上の心得

- ①定期考査は、その意義をよく認識し、絶対に不正を行わない。
- ②学習・行事の見学は、担任の先生に届ける。  
A 授業に遅れて入るときは、必ず理由を教科担任に告げること。  
B 体育授業や体育行事の見学は、保護者が電話連絡またはまなびポケットによる連絡方法を利用し、必ず担任・体育科担当に届け、体操服で見学すること。

### （3）風紀上の心得

- ①公共物は大切にし、常に整理整頓を心がけること。汚れたり、破損したりしたときは、すぐに担任、顧問に届け、修復や応急処置をすること。
- ②時と場所を問わず、不健全な遊び、危険な遊び、法に触れる行為をしないこと。誘惑を退ける勇気と強い自制心を養うことに努めること。また、お互いの人権を尊重し、他人に迷惑をかけないようにすること。
- ③服装について  
服装は質素清潔を旨とし、指定の標準服を着用すること。ブレザータイプを標準服とする。  
登下校時の服装については冬服、夏服、カッターシャツで登下校をすること。ブレザーを着用する際は、ネクタイを着用すること **が望ましい**。
- ④校章・名札・クラス章・役員章は、必ずホルダーに付け、標準服の所定の位置に正しく付けること。
- ⑤男女とも、季節を問わず、肌着を正しく着用すること。また、肌着の色は白、黒、紺、グレー、ベ

ージュの無地とする。

⑥移行期間は設けない。ただし、式典の時のみ服装を以下のように統一する。

1 学期終業式・2 学期始業式は夏服、それ以外の式典は冬服 **(ネクタイを必ず着用)** とする。

※冬服 各学年の標準服 ストッキングを着用する際は、ベージュを推奨 セーターの着用は認める。

夏服 各学年半袖ポロシャツに夏用の標準服のズボンまたはスカートとする。

※ポロシャツにネクタイは着用しない。

⑦冬用の服装については各学年以下のように定める。

標準服の下には長袖カッターシャツを着用すること。セーターの着用は学校指定のセーターのみとする。また、ブレザーを着用する際は、ネクタイを着用すること **が望ましい**。

※~~ブレザー・ウインドブレーカー~~はイスにかけてもよいが、汚れる可能性があるため、勧めていない。清掃準備時にはイスにかけることは、掃除の妨げになるため禁止する。

⑧冬季の学校生活では、冬服の上に **防寒具** を着用してもよい。 **防寒具に関しては、学校指定のウインドブレーカーや部活動のウインドブレーカーの他に各家庭で購入しているもの(無地であること、華美でなく、高価でないもの)** 学校指定のものと、~~部活動でウインドブレーカーとして購入しているもの~~の使用を認める。なお、防寒具という観点からブレザーの上から着用することが望ましい。 **ただし、防寒具をイスにかけることは認めない。(必ず、ロッカーに入れること)**

⑨タイツ・ストッキング・レギンス等を着用する際は、黒・紺・ベージュで無地のものを着用すること。ただし、靴下を着用すること。

⑩その他制服についての注意点

A ベルトの色は黒・こげ茶・濃紺とする。

B スカートの長さの基準は、まっすぐに立って膝が隠れるくらいとする。

C 名札は個人保管とし、学校敷地内では必ず左胸につける。名札がない時は、職員室で学年の先生に仮名札を借りること。

D ハイネック・パーカー等、厚くて制服がきゅうくつになったり、袖や裾からはみ出たりする物は着用しないこと。

E 変形服装は認めていない。標準服に着替えて、教室に入る。

⑪頭髪について

A 前髪は自然の状態で見えにくいこと。また髪が肩につく程度の長さのときは、ゴムで1つまたは2つにまとめること。ただし、ゴムの色は黒・紺・茶とする。

※三つ編みやポニーテール、ハーフアップ、おだんごは認めるが、教育の場で必要のないファッション性の高いものに関しては控えること。また、社会通念上ふさわしくない(入試等にふさわしくない)と考えられる過度なツブロックやアシンメトリは禁止する。

※髪が顔にかかる場合は、ヘアピンでとめること。色は、黒、紺、茶の無地とする。

B 茶髪等の染髪は、元の状態に直した後、教室に入る。

- C 整髪料等はつけない。つけてきた場合は、元の状態に直した後、教室に入る。
- D まゆ毛はさわらず、自然な状態にしておく。

#### ⑫靴について

- A 通学時の靴は、運動靴を使用すること。安全面が確保できない靴や学校生活に適さない靴（スパイクや厚底等）は使用を認めない。  
雨靴（長靴、レインシューズ等）については、登下校時の着用は認めるが、校内では持参した運動靴に履き替え、雨靴は袋等に入れ、机の横にかけて保管すること。
- B 体育館では、指定の体育館シューズを使用すること。
- C 体育館1階、西館、調理室は備え付けのスリッパを使用すること。

#### ⑬靴下について

白・黒・紺・**グレー**の無地を基本とし、ワンポイントのものやスポーツブランドのロゴやラインの入ったものを認める。ただし、ルーズソックスや、履いているか確認できないほどの短い靴下は禁止する。

#### ⑭所持品について

- A 制定かばんを使用すること。また、持ち物には必ず名前を書くこと。
- B カバンには他人のカバンと見分けるため、1つだけキーホルダーを付けてもよい。ただし、**大きさはテニスボール程度のものとする。それ以上に**大きなものは、破損したり、人や物を傷つけたりする可能性が高いため、禁止とする。
- C ゲーム類やトランプ、お菓子類等、学習に不必要なものは持ってこないこと。
- D 自分の学習道具は自分の管理場所で管理し、授業開始時にはその授業に必要な教材を用意すること。
- E GPS機能付きのタグについては、音が鳴らないようにしてカバンに入れて持ってきてよい。ただし、保護者から担任に事前に申し出ること。**
- F 携帯電話・スマートフォン・タブレット・モバイルバッテリー等の私物は学校に持ってこない。  
(持ってきた場合は学校で一時保管し、保護者に返却する。)

#### ⑮学校生活について

アルバイトは原則禁止する。

#### ⑯その他

[校内生活]

- A 雨天時やぬかるんでいるときは運動場を使用しないこと。
- B 授業や終礼が終わって、友達を待つ時は他のクラスの迷惑にならないように静かに待つ。教室の外から話しかけたり、合図を送ったりしないこと。
- C 委員会・部活動以外は、他学年のフロアや同学年でも他の教室に入らないこと。
- D 朝読書・授業・昼食・終礼など、クラスの始まりの時刻を守ること。
- E 遅刻したときは、職員室で遅刻カードを書いてもらい、教室へ行くこと。

〔健康面〕

A 保健室の利用は、担任または教科担任の先生に言って、「来室カード」にサインをもらってから来室すること。原則として付き添う保健委員(1名)が連れて行くこと。利用したら「利用カード」を、担任または教科担任に見せること。

※保健室が閉鎖されているときは、職員室に行くこと。救急箱があります。

B リップクリームは薬用の無色・無臭のみ使用してもよい。

C 制汗スプレーは禁止とする。ただし、無臭の制汗シートは認める。

D 日焼け止めは、液体タイプのもののみ使用を認める。ただし、水泳時はプールの水が汚れ、衛生上よくないので禁止する。ラッシュガードで対応すること。また、貸し借りは禁止する。

E 爪は短く整える。

F 熱中症予防の観点から、登下校時のみうちわ及びネッククーラーの使用を認める。ただし、校内での使用はエアコンがかかっているため禁止とする。

〔体操服〕

A 休日・長期休業・あるいは一旦下校時などで、部活動の目的だけで登校するときは、体操服または部活動のユニフォーム等で登下校してよい。

B 半袖体操服の裾はトレパン・ハーフパンツの中に必ず入れること。

C 体育の授業が2時間続いてある場合、体操服から制服に更衣しなくてよい。ただし、衛生上こまめな更衣を推奨する。

〔昼食・給食〕

A 給食当番の生徒は、マスク、帽子、エプロンを着用し、各クラス定められた通路の左側を通り、給食室へ食器・食缶を取りに行く。給食当番以外の生徒は、自席に座って読書をして静かに待つ。

※トイレに行きたい生徒は、担任の許可を得て行くこと。

B 全員揃って「いただきます」と「ごちそうさま」を行い、「ごちそうさま」をするまでは、必要なとき以外自席を離れない。

C 「ごちそうさま」が終われば、給食当番の生徒は速やかに食器・食缶を給食室に返却する。

(4) 諸 届

①欠席・遅刻・早退・見学・異装等は保護者が電話連絡またはまなびポケットによる連絡方法を利用し、8:10までに必ず届けること。それ以降の連絡は電話で届けること。

※早退した場合は、自宅に着いたら必ず学校に電話連絡をする。

※異装とは、制服をきちんと着用することができない状態のことである。

下の例にあるようにけがや体調不良により正しい服装になることができない場合は異装を認める。

例1) 足を骨折したため靴が履けず、スリッパで登校しなければならなくなったとき。

例2) 腕をけがしたため、制服の袖に腕が通らず正しく着用できないとき。等

②学割申請は、必要な日の1週間以前に担任に届けること。